

〔沿革〕 平成29年10月3日総務第1461号改正
平成30年11月 9 日総務第2203号改正
令和元年10月18日総務第2857号改正
令和 2 年11月 9 日総務第2752号改正
令和 3 年10月19日総務第3432号改正
令和 4 年11月14日総務第2664号改正
令和 5 年11月17日総務第2922号改正
令和 6 年 7 月25日財産第 887号改正
令和 7 年 3 月21日財産第2520号改正

北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱

第1 趣旨

- 1 この要綱は、道が締結する電力の調達契約について、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、小売電気事業者の電力供給事業における温室効果ガス等の排出の削減その他の環境への負荷低減に配慮した取組に関する要件（以下「環境配慮資格要件」という。）を定めて行う入札（以下「環境配慮入札」という。）の試行に関し必要な事項を定める。
- 2 環境配慮入札に参加する者に必要な資格に関する事務処理については、法令等並びに競争入札参加資格関係事務処理要綱及び同要領に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

第2 対象範囲

環境配慮入札の試行は、高圧受電施設の庁用の電力の調達契約に係る一般競争入札であって、総務部で執行する入札を対象として行うものとする。

第3 提出書類

環境配慮入札に参加しようとする者の競争入札参加資格申請書（競争入札参加資格関係事務取扱要領別記第1号様式）には、環境配慮入札適合証明書（別記様式）及び確認資料（以下「適合証明書等」と総称する。）を添付させるものとする。

第4 環境配慮資格要件

環境配慮資格要件は、第5に規定する環境配慮審査基準に適合する者であることとする。

第5 環境配慮審査基準

総務部長は、環境配慮入札に参加しようとする者から提出された適合証明書等の内容を審査し、別表の左欄に掲げる環境評価項目ごとに、同表中欄に掲げる評価区分に応じて同表右欄の点数を付与した合計が70点以上である者を、環境配慮審査基準に適合する者とする。

第6 その他

- 1 環境配慮入札の試行に関し必要な事項は、この要綱に定めがあるもののほか、総務部長が定める。
- 2 この要綱は、「道における環境配慮契約への対応方針」（平成26年3月31日付け環境第2076号）」に基づき、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

別表

環境配慮審査基準表

No.	環境評価項目	評価区分	点数
①	1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.425未満	7 0
		0.425以上 0.450未満	6 5
		0.450以上 0.475未満	6 0
		0.475以上 0.500未満	5 5
		0.500以上 0.525未満	5 0
		0.525以上 0.550未満	4 5
		0.550以上 0.575未満	4 0
		0.575以上 0.600未満	3 5
		0.600以上	0
②	未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	1 0
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
③	再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	2 0
		5.00%以上 8.00%未満	1 5
		2.50%以上 5.00%未満	1 0
		0%超 2.50%未満	5
		活用していない	0
④	環境マネジメントシステムの導入状況	全社で取得	1 0
		一部で取得	5
		取得していない	0
⑤	北海道内の森林の機能増進活動への参加状況	参加している	5
		参加していない	0

※ 環境評価項目の定義等は別紙による

別紙

No.	評価項目	定義等
①	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている指定年度の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②	未利用エネルギー活用状況	指定年度の未利用エネルギーの活用状況は、次の計算式による値。 $\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \div \text{供給電力量(需要端)} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ② 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の推進に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3 指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 指定年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③	再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は次の計算式による値。 $(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$ ① 指定年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ② 指定年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く） ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネ

		ルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 指定年度の供給電力量 (需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 指定年度の再生可能エネルギー電気の利用量等 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 指定年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④	環境マネジメントシステムの取得状況	評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」、「KES」又は「HES」とする。
⑤	北海道内の森林の機能増進活動への参加状況	評価対象となる活動は、当年度を含む過去3カ年において、北海道、道内市町村若しくは北海道内の緑化活動団体 (下記URLを参照) が主催する植樹・育樹活動への参加又は自社が主体となって実施する北海道内の植樹・育樹活動をいう。 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/midori-homepage/dantai_00.htm ※ 植樹・育樹活動とは、山林、林、河川敷、公園等の植樹及び樹木を育成するための活動をいう。

※ 指定年度は令和5年度とする。